

豊かな自然と歴史のこころがつくる活力のあるまち

とえだ

広報

Soeda
Public
Relations



女優の熊谷真実さんが
そえだまち観光大使に



JUL.2017

7

No.669



1 寺西町長から交付された木製の委嘱状を手に記念撮影に応じる熊谷さん。「町にゆかりのある人とつながりを大切にし、交流人口を増やす。添田町を子どもの頃からよく知っていて、野菜や料理に詳しく、幅広いネットワークをお持ちの熊谷さんは大使に適任」と寺西町長が就任を依頼したところ、快諾してくれました

熊谷真実さんそえだまち観光大使就任式 おかえりなさい マー姉ちゃん

町の魅力を全国に向けて発信するそえだまち観光大使に女優の熊谷真実さんを任命しました。6月12日、オークホールで行われた就任式では、町内外から約400人が訪れて熊谷さんを歓迎しました。



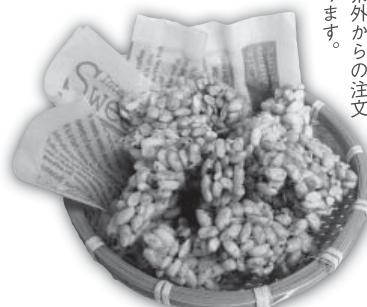
野菜 木森静雄さん

野菜農家を営む木森さんは道の駅駄遊舎ひこさんなどに新鮮で安全なこだわりの野菜を出品しています。この時期はトマトとホウレンソウが旬を迎えました。



おこし 原田貴之さん

添田町の美味しいお米でおこしを開発した原田さん。商品にはキャラメルやきなこ、抹茶など豊富なラインナップがあり、県外からの注文もあります。



こんにゃく 平田啓さん

英彦山から流れる清らかな水を使い、手づくりで真心のこもったこんにゃくをつくる平田さん。主な商品は「刺身こんにゃく」や「サラダこんにゃく」です。



ゆずごしょう 林久秀さん

英彦山の山伏がゆずや唐辛子を薬の原料として使っていたことが原型と言われるゆずごしょう。林さんの営む柚乃香本舗はゆずごしょうの元祖となります。



ヤマメ料理 篠崎盛孝さん

英彦山を源流とする山間部の美しい川で養殖されるヤマメ。塩焼きや唐揚げなど清らかな水が育んだヤマメは川魚特有の臭みが無く、あっさりとした食感が特徴です。



町は、少子高齢化や人口減少が進む中、若者定住住宅や就業実践塾などの人口増加策に加え、観光振興による交流人口や添田町とのつながりや縁を大切にしたい、ふるさと人口の増加に力を入れています。

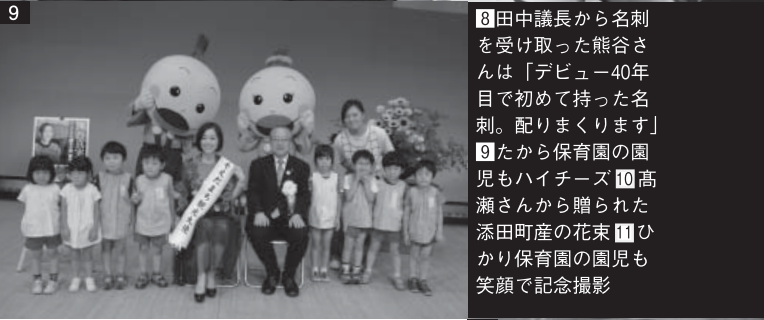
その一環として、ゆかりのある人のネットワークを活用し、町の魅力を全国に発信するそえだまち観光大使を創設。今回、第一号として女優の熊谷真実さんを任命しました。

昭和54年放送のNHK朝の連続テレビ小説「マー姉ちゃん」でヒロインを演じた

8



9



8 田中議長から名刺を受け取った熊谷さんは「デビュー40年目で初めて持った名刺。配りまくりです」
9 たから保育園の園児もハイチーズ 10 高瀬さんから贈られた添田町産の花束 11 ひかり保育園の園児も笑顔で記念撮影

10



11



2



2 特産品試食会でバナナようかんを試食してもらった秀鳥さん

3



4



3 熊谷さんを歓迎しようと会場に約400人の皆さんが集まりました 4 みどり保育園のお友達も熊谷さんと一緒に記念撮影をしました

5



6



5 武田良太衆議院議員もお祝いに駆けつけてくれました 6 熊谷さんが家族で参拝した思い出の英彦山神宮の高千穂宮司

熊谷真実さんが味わった添田の特産品

観光大使の“添田町”特産品試食会

野菜やヤマメ、ゆずごしょう、こんにゃく、バナナようかんなど添田町の特産品や古いしょうゆ蔵を改装したカフェレストランのメニューを試食した熊谷さん。最後は花き農家の高瀬英治さんから素敵な花束が贈られました。



して、自然、気候、文化、食の4つを示し、「日本はこの条件がすべて揃っており、観光大国になりうる」と述べました。また、「文化財の見学だけでは1時間ほどで終わる。しかし英彦山は山全体が信仰の対象。英彦山の自然と文化を組み合わせて、長く滞在してもらいお金を落とさせる工



↑ 地域活性化策を訴えるアトキンソンさん

夫を」と、自然体験型観光の重要性を強調しました。さらに、「自然や文化など、観光資源を整備し、魅力を磨き上げ、発信すれば人はやって来る。滞在してもらい代金を払ってもらえば、経済も発展する。できるできないではなく、やるのか、やらないのか」だけの話だ」と締めくくりました。

町 は平成26年に添田町歴史的風致維持向上計画の認定を受けるとともに、今年2月には英彦山が国史跡に指定されました。そこで、町では6月24日にオークホールで史跡指定を記念したまちづくり講演会を開催。国宝や重要文化財などの修復を手がける(株)小西美術工藝、

社のデービッド・アトキンソン代表取締役社長が「文化遺産を活かした地域活性化について」をテーマに講演し、約350人が聞き入りました。講演会では、寺西町長が「今日の講演会を契機に、添田町の歴史まちづくりへの関心や機運が高まり、地域活性化や観光振興につながることに期

英彦山の素晴らしい自然と文化財を整備し、魅力を磨いて、発信すること。添田町に来てもらうだけでなく滞在し、地域にお金を落としてもらう工夫を――



平成29年2月
国史跡に指定

英彦山は、日本を代表する山岳信仰の霊山として、学術的に高い価値があるとして、平成29年2月に国史跡に指定されました。町では、先人たちが大切に守り、伝えてきた歴史文化遺産を後世まで適正に保存継承する必要があります。そのため、平成26年に国の認定を受けた添田町歴史的風致維持向上計画に基づき、歴史文化遺産を次世代へ継承し、新たな魅力を引き出して、地域活性へつなげます。

図 役場まちづくり課文化財係
(☎ 82-5964)

待する」とあいさつ。山本幸三地方創生担当相が、自ら視察してきた各地域の事例を紹介し「添田町の強みを分析して活かす。自助の精神を発揮し、自らやろう」と取り組むことが重要」と訴えました。続いて、武田良太衆議院議員が「先人たちが残してきた添田町の歴史や伝統文化を活

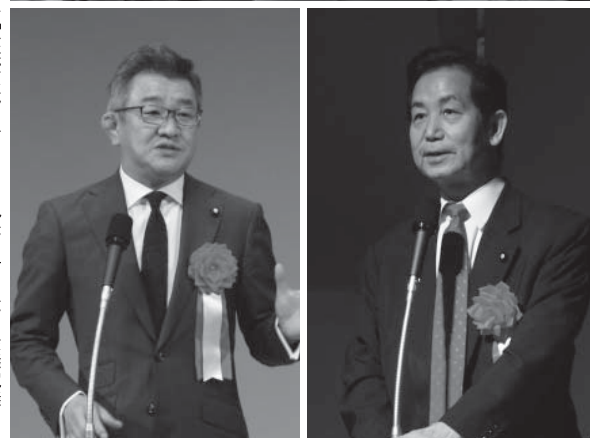
かして、多くの人が添田町を訪れるよう、一緒に頑張りましょう」と語りました。英国生まれのアトキンソンさんは「新・観光立国論などの著書があり、国の日本遺産審査員や明日の日本を支える観光ビジョン構想会議委員なども務めています。アトキンソンさんは、観光地の要件と、



↑ 国指定重要文化財の英彦山神宮奉幣殿を訪れたアトキンソンさん



← 町内外から約350人が訪れ、聞き入っていました



← 地方創生の参考事例を語る山本地方創生担当相

歴史・文化を活かした“まちづくり”講演会

自然、文化を活かし 魅力ある観光を

6月24日、英彦山史跡指定を記念した歴史文化を活かしたまちづくり講演会が、オークホールで開催されました。基調講演では、英国生まれの経済評論家、デービッド・アトキンソンさんが文化遺産を活用した観光振興策を語り、約350人が耳を傾けていました。

● 保険料の決定通知書を送ります

介護保険料を確認してください

平成29年度の町民税などをもとに、介護保険料の計算を行い、その決定通知書を8月上旬までに郵送します。保険料額は、町民税や世帯の状況などにより1～16段階に分かれていて、該当する所得段階に応じて決定されます。

●平成29年度 介護保険料 年間保険料額

所得段階	対象者		保険料年額	
1	生活保護受給者		29,940 円	
	世帯非課税	老齢福祉年金受給者		
		公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下		
2	世帯非課税	公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超え120万円以下	49,901 円	
3		公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が120万円を超える		
4	世帯課税	本人非課税	公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下	59,882 円
5			公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超える	66,535 円
6		本人課税	合計所得金額が120万円未満	79,842 円
7			合計所得金額が120万円以上150万円未満	86,496 円
8			合計所得金額が150万円以上190万円未満	93,149 円
9			合計所得金額が190万円以上240万円未満	99,803 円
10			合計所得金額が240万円以上290万円未満	106,456 円
11			合計所得金額が290万円以上320万円未満	113,110 円
12			合計所得金額が320万円以上350万円未満	119,763 円
13			合計所得金額が350万円以上380万円未満	126,417 円
14			合計所得金額が380万円以上410万円未満	133,070 円
15			合計所得金額が410万円以上440万円未満	139,724 円
16			合計所得金額が440万円以上	146,377 円

①介護保険に必要な費用をまかなえるように、保険料額を算定しています。

※介護を必要とする人の増加などで介護保険に必要な費用は年々増加する見込みです。

②できる限り、被保険者の皆さん一人ひとりの所得の状況に配慮したきめ細かな保険料とするため、所得段階の区分が16段階になっています。

● 納期内の納付をお願いします

口座振替で納め忘れのないように

介護保険料を納付書や口座振替などで納めている人は、8月から来年3月まで納めます。なお、年間18万円以上の老齢（退職）年金、障害年金、遺族年金を受給している人は、年金天引きとなりますが、65歳になった人、広域連合外の市町村から転入したなどの場合は、年金天引きの開始が半年～1年後になりますので、それまでは納付書や口座振替などで納付してください。

口座振替を利用すると納め忘れもなく安心です。

災害や失業などやむを得ない理由で、保険料を納めることが

難しくなったときは、保険料の減免や納付猶予が受けられることがありますので、ご相談ください。

▶▶▶保険給付が制限されます

特別な事情がなく保険料を滞納すると、滞納した期間に応じて介護サービス利用時の自己負担割合が増えたり、一時的に介護給付が差し止めになるなどの制限が生じます。介護保険は皆さんから納付していただく保険料で成り立つ制度です。保険料納付にご理解とご協力をお願いします。



平成29年度

介護保険料が決定しました

介護保険は、高齢者の介護を社会全体で支える社会保障制度です。平成29年度の町県民税などをもとに、65歳以上の皆さんの介護保険料が決定しましたのでお知らせします。

● 介護保険制度のしくみ

介護サービスが1割または2割負担で受けられます

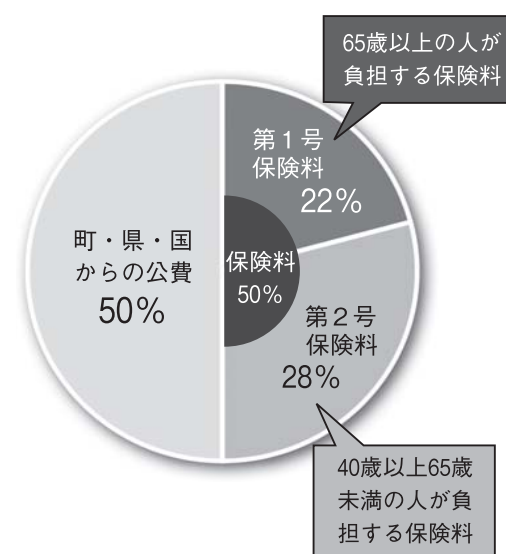
介護保険は、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、高齢者の介護を社会全体で支える社会保障制度です。40歳になると被保険者として保険料を納め、介護や支援が必要になった場合は、役場の保健福祉環境課高齢者支援係に要介護（要支援）の認定申請を行います。認定されれば利用した介護（予防）サービスの費用の1割または2割を負担することで、さまざまな介護保険サービスが利用できるようになります。



■ 65歳以上の人（第1号被保険者）
介護や支援が必要であると認定を受けた人は、サービスを利用できます。
※介護が必要になった原因は問われません。
■ 40歳から64歳の人（第2号被保険者）
老化が原因とされる病気など（特定疾病）により、介護や支援が必要であると認定を受けた人は、サービスを利用できます。
※ただし、医療保険に加入していることが前提です。

● 介護保険料の決まり方

サービスに必要な費用は保険料でまかなわれています



介護保険サービスに必要な費用は、利用者負担と町・県・国の公費、皆さんが納めた介護保険料でまかなわれています。高齢化などの影響により、介護保険の費用が年々増加し、サービスを安定的に提供するため、平成27年度に保険料が増額されました。

【保険料の納め方】

■ 65歳以上の人

原則として年金から納めます。年金額によって納め方は2種類に分かれます。第1号被保険者として納める保険料は、65歳の誕生日前日の月分からです。

①年金が年額18万円以上の人 → 特別徴収（年金から天引き）

②年金が年額18万円未満の人 → 普通徴収（納付書・口座振替）

※65歳になったときや転入したとき、保険料額や年金額が変更したとき、4月1日時点で年金を受け取っていなかったときなどには、特別徴収に切り替わるまで一時的に納付書で納めることがあります。

■ 40歳から64歳の人

加入している医療保険（各種健康保険、国民健康保険など）の計算方法で決められます。介護保険料は、医療保険料に上乗せして納められます。

上記に加えてサービスの利用者負担（費用の1割または2割）によって介護保険を支えています

均等割額 軽減割合	軽減後の 均等割額(年額)	同一世帯内の被保険者および世帯主の 軽減対象所得金額 ^(注3) の合計額
9割軽減	5,608 円	【33万円(基礎控除額)】以下で、かつ【被保険者全員が 年金収入80万円以下(その他各種所得がない)】
8.5割軽減 ^(注2)	8,412 円	【33万円(基礎控除額)】以下
5割軽減	28,042 円	【33万円(基礎控除額)＋27万円×被保険者数】以下 ^(世帯主を除く)
2割軽減	44,868 円	【33万円(基礎控除額)＋49万円×被保険者数】以下

(注2):原則7割軽減ですが、特例措置により8.5割軽減となっています。

(注3):軽減対象所得金額は基本的には総所得金額等と同じですが、公的年金等収入の場合、「公的年金等収入－公的年金等控除－15万円」となるなど、例外があります。

保険料の減免制度について

災害や失業などにより保険料の納付が困難となった場合は、保険料が減免できる場合がありますので、ご相談ください。

閩役場住民課保険年金係
(☎82―5966)
福岡県後期高齢者医療広域連合
(☎092651―3111)

①均等割額の軽減
同一世帯内の被保険者および世帯主の軽減対象所得金額の合計額に応じて均等割額が軽減されます。

②所得割額の軽減
総所得金額等が91万円以下（公的年金のみの場合は、収入額で211万円以下）の人は、所得割額が「2割軽減」となります。

③被用者保険の被扶養者だった人の軽減
後期高齢者医療制度に加入する前日まで「会社などの健康保険の被扶養者」だった人は、均等割額が「7割軽減」となり、所得割額はかかりません。

ただし、「9割軽減」または「8・5割軽減」に該当する人は「9割軽減」または「8・5割軽減」が優先されます

※被用者保険とは、全国健康保険協会 管掌健康保険、組合管掌健康保険、船員保険、共済組合をさし、国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません。

▶ 70歳以上の人の高額療養費の上限額が変わります

高 額療養費とは、同じ月内に医療機関窓口で支払った医療費の合計額について、決められた上限額を超えて支払った分を払い戻す制度です。上限額は個人または、世帯の所得に応じて決まっています。個々の上限額が平成29年8月から下表のとおり変わります。

区 分		平成29年7月まで		平成29年8月から	
		外来(個人ごと)	外来＋入院(世帯ごと)	外来(個人ごと)	外来＋入院(世帯ごと)
現役並み一般	課税所得145万円以上	44,400 円	80,100円＋(医療費－267,000)×1％ 【多回数44,400円(※2)】	57,600 円	80,100円＋(医療費－267,000)×1％ 【多回数44,400円(※2)】
	課税所得145万円未満	12,000 円	44,400 円	14,000 円 144,000円(年上限)	57,600 円 【多回数44,400円(※2)】
非課税世帯	住民税非課税世帯	8,000 円	24,600 円	8,000 円	24,600 円
	住民税非課税世帯		15,000 円		15,000 円

- ※1 世帯収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合や「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含みます
- ※2 平成29年8月診療分から12か月以内（平成30年7月診療分以降は過去12か月以内）に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

▶ 入院の光熱水費の負担が変わります

平 成29年10月から後期高齢者医療制度の被保険者で医療療養病床に入院している人の光熱水費の負担額を見直します。

ただし、指定難病の人・老齢年金受給者は引き続き、負担はありません。

医療療養病床に入院している65歳以上の人の光熱水費負担額			
	～平成29年9月	平成29年10月～	平成30年3月～
医療の必要性の低い人	320 円	370 円	370 円
医療の必要性の高い人 (指定難病の人以外)	0 円	200 円	370 円
・指定難病の人 ・老齢福祉年金受給者	0 円	0 円	0 円

保険料の軽減

かかります。また、保険料率（被保険者均等割額、所得割率）は、2年ごとに見直され、平成28年度に改定されました。

保険料が決定します

後期高齢者医療制度の保険料は、医療費の総額から、被保険者が病院などで支払う自己負担金を除いた費用のうち約5割を公費で、約4割を支援金で負担し、残りの約1割を保険料として被保険者が負担することになっています。保険料は、被保険者全員が負担する「被保険者均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で、保険料の上限は57万円です。

▽保険料は、平成28年中の所得金額と「世帯」の状況を基に算定を行い、決定します。この場合の「世帯」とは、平成29年4月1日時点の世帯（75歳になる人、県外からの転入者などはその時点）を基準にしています。

▽保険料は、県内どの地域でも同じ基準で算定され、加入者一人ひとりに

被保険者均等割額 56,085 円	+	^(注1) 総所得金額等 － 33万円 (基礎控除額)	×	所得割率 11.17%
均等割額 加入者全員が負担		所得割額 所得に応じて負担		年額 保険料 (上限57万円)

(注1): 総所得金額等とは、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除」、「給与収入－給与所得控除」、「事業収入－必要経費」などの合計で、各種所得控除前の金額です。例えば、公的年金収入等の収入のみの人で、年額が153万円以下の場合は、総所得金額等は33万円以下となるため所得割額はかかりません。

▶ 被保険者証の自己負担割合の確認を

医 療費の自己負担割合は、1割または3割です。前年中の所得をもとに8月から翌年7月までの1年間の自己負担割合の判定を行います。自己負担割合は原則1割ですが、同じ世帯の被保険者のいずれかの人の住民税課税所得が145万円以上の場合には、3割となります。ただし、住民税課税所得が145万円以上であっても、下記の①または②に該当する場合は、申請すると1割負担となります。

- ①同じ世帯の被保険者が2人以上の場合
同じ世帯の被保険者全員の収入の合計額が520万円未満
- ②同じ世帯の被保険者が本人のみの場合(①か②に該当)
①本人の収入が383万円未満
②本人と同じ世帯の70歳から74歳までの人の収入の合計額が520万円未満

▶ 限度額認定証の有効期限は7月31日までです

限 度額適用・標準負担額減額認定証の有効期は7月31日です。減額認定証をすでに持っている人で、平成29年度住民税が非課税世帯の人には、8月1日から使用できる新しい減額認定証を7月下旬にお届けします。なお、新たな減額認定証の交付は窓口での申請手続きが必要です。

◎申請に必要なもの 印鑑、被保険者証、マイナンバー、顔写真付きの本人確認書類、その他（非課税証明書や入院期間が確認できるものなど）が必要な場合があります)

※世帯全員が住民税非課税の人は、入院の際の自己負担限度額や食費、居住費の一部が減額される場合があり、該当者には認定証を交付します。

平成29年度

後期高齢者医療制度 保険料が決定します



新しい被保険者証は「みず色」です

現在の被保険者証（桃色）は、7月31日までの有効期限となっています。8月1日から使用できる被保険者証（みず色）は、7月下旬に郵送（簡易書留）します。有効期間は、平成30年7月31日までの1年間です。8月1日以降に受診するときは、新しい被保険者証を医療機関の窓口に提示してください。7月31日までに新しい被保険者証が届かない場合は、役場住民課保険年金係に問い合わせください。

平成29年度の免除申請は7月から

国民年金には保険料を免除する制度があります

国民年金は、経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合、申請により認められると保険料の納付が免除もしくは猶予される制度があります。免除や納付猶予を受けず保険料の未納の状態が続くと、将来老齢基礎年金を受けられない場合や万一のときに障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

免除の承認期間は7月から翌年6月までです。29年度分（平成29年7月～30年6月分）の免除申請の受付が7月から始まりましたので、必要な人は早めに申請をしてください（申請から承認まで1か月程度かかります）。また、28年7月から、納付猶予制度の対象年齢が30歳未満から50歳未満へと拡大されました。28年度までの申請時に継続申請をした人で、全額免除または若年者納付猶予（失業などによる理由での免除は除く）を承認された人は、自動的に審査されます。なお、所得が未申告の人は、免除審査ができませんので、住民課税務係で申告してください。

また、学生納付特例制度の申請も4月から受け付けを行っていますので、必要な人は申請をしてください。学生の納付猶予期間は平成29年4月から平成30年3月までの1年間です。対象外の学校もありますので詳しくは問い合わせください。

【手続きに必要なもの】

▷年金手帳または納付案内書など基礎年金番号がわかるもの ▷印鑑 ▷退職(失業)を理由とするときは「雇用保険被保険者離職票」などの写し ▷学生納付特例制度を申請する場合は在学証明書または学生証

【保険料月額納付額】

▶全額免除＝納付なし ▶3/4免除＝4,120円
▶半額免除＝8,250円 ▶1/4免除＝12,370円
▶全額納付＝16,490円 ▶若年者納付猶予＝納付なし
▶学生納付特例＝納付なし

※3/4免除・半額免除・1/4免除を受けた期間は、上記の保険料を納めなければ、未納と同じ扱いになりますので、注意してください。

☎ 役場住民課保険年金係（☎ 82-5966）

忘れず早めに手続きをしてください

国民健康保険 限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の更新を



現在お持ちの入院時の限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の有効期限は、7月31日(木)までです。更新手続きは8月1日(火)から行いますので、早めに保険年金係(④番窓口)で手続きをしてください。なお、認定証は申請した月の初日からの適用となります。

【手続きに必要なもの】

▷健康保険証 ▷印鑑 ▷世帯主および対象者のマイナンバーカード（通知カード）▷窓口に来る人の運転免許証などの本人確認書類 ▷限度額適用認定証・標準負担額減額認定証(既に交付を受けている人のみ)▷90日を超えて入院している人は、それを証明する病院の領収書など

※**限度額適用認定証**とは、医療機関で受診する場合の1か月の自己負担限度額を証明するものです。この認定証を医療機関に提示することで、窓口での医療費の支払いが限度額までとなります。

※**標準負担額減額認定証**とは、入院時の食事代の減額が受けられる（住民税非課税世帯である）ことを証明するもので、認定証を医療機関に提示すると食事代が減額されます。

※限度額や標準負担額減額については、所得区分・年齢により異なりますので、詳しくは7月下旬に郵送する保険証に同封の「ひと目でわかる！国保のポイント」をご覧ください。

☎ 役場住民課保険年金係（☎ 82-5966）

国民健康保険税の納付をお忘れなく

7月は、国民健康保険税の納税通知書が送付されます。通常は4月から翌年3月（途中で75歳に到達する人は、到達月の前月までの期間）までの資格を有する期間について、保険税が賦課されます。納付期限は、7月から翌年2月までの各月末で、年間分を8期で納付することになっています。加入している人全員が65歳以上の世帯は、原則として世帯主の年金から天引き（特別徴収）されます。

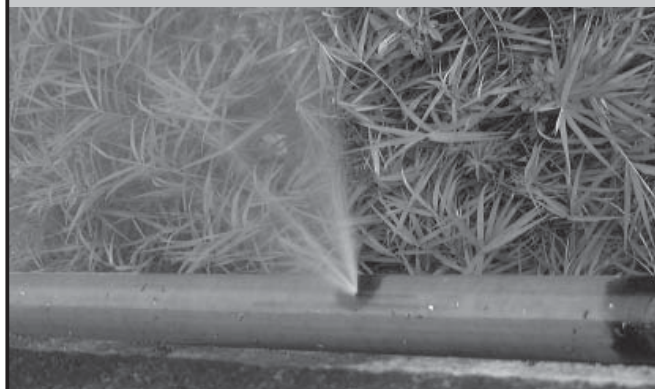
納付期限までに税を完納していない場合は、限度額認定証の交付を受けることができません。また、新しい保険証も郵送されませんので、納期内納付にご協力をお願いします。

また、保険税は指定の金融機関口座からの口座振替納税ができます。口座振替納税の場合、納付書で納める手間がかからず、納め忘れの防止にもなりますので、活用してください。

☎ 役場住民課税務・滞納対策係（☎ 82-1234）

「おかしいな」と感じたら問い合わせください

水道管漏水の発見にご協力ください



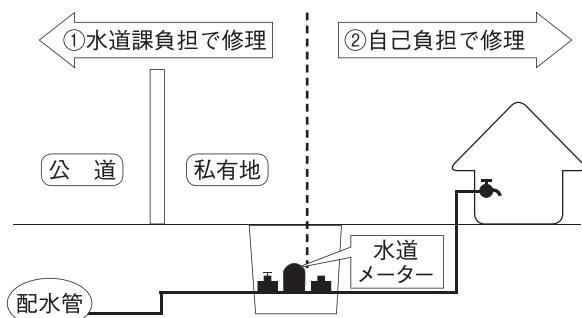
水道管の漏水は、大切な水を無駄にしてしまうだけでなく、道路陥没などの二次被害を引き起こし、日常生活に影響を及ぼす危険があります。宅内漏水も、地盤が緩み、家屋の基礎への負担になります。

漏水例

- 数日間晴れているのに地面が濡れていたり、水たまりができていたりする
- 道路の舗装が浮いていたり、割れているところが湿ってブカブカしていたりする
- 普段水が流れていない場所を、きれいな水が流れている
- 水気のない場所で地面から水が湧いてきている

対処法

- ①道路や、水道メーターより外側の水道管
→役場水道課へ連絡してください。水道課負担で修理します
- ②家の中など、水道メーターより内側の水道管
→添田町指定の給水装置工事業者に修理を依頼してください。修理費は自己負担となります



☎ 役場水道課管理係（☎ 82-5961）

ピックアップ

まちのお知らせ&情報

INFORMATION

発行冊数3千冊。大好評の商品券

添田町プレミアム地域商品券 7月5日(水)予約開始

- 販売価格 1万円／1冊
- プレミアム率 10%
(1万円で1万1千円分)
- 販売冊数 3千冊
- 使用期間 7月18日(火)～
平成30年1月17日(火)



【予約販売】

- 受付期間 7月5日(火)～7月14日(金)
- 受付場所 添田町商工会
- 引換期間 7月18日(火)～7月28日(金)
- 引換場所 添田町商工会、JA津野出張所、勇商店
- 購入限度 1人5冊(5万円)まで。ただし、同居家族分を含め最大15冊(15万円)の購入ができます。

【窓口販売】

- 販売期間 7月31日(木)から完売まで
- 販売場所 添田町商工会
- 購入限度 1人3冊(3万円)まで。代理購入不可
- 受付場所 添田町商工会

※予約販売で完売した場合、窓口販売は行いません。
また、予約販売との重複購入はできません。

☎ 添田町商工会（☎ 82-0244）

黄色の封筒が届いていませんか

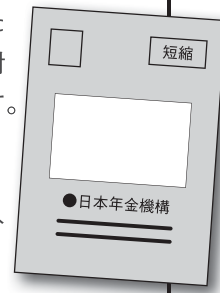
年金受給資格期間が 短縮されます

日本年金機構から黄色の封筒が届いた人は年金を受け取ることができます。封筒が届いたら予約の電話をお願いします。

▶受付時間

- ▷月曜日 8時30分～19時
- ▷火曜日～金曜日 8時30分～17時15分
- ▷第2土曜日 9時30分～16時

☎ ねんきんダイヤル（☎ 0570-05-1165）





ゴミゼロで笑顔の遠賀川水系を

春の遠賀川一斉清掃

6月4日、東橋から土器橋までの彦山川河川敷で清掃ボランティアが行われました。5月11日から6月10日までの春の遠賀川一斉清掃期間に合わせ、彦山川でも実施。添田町婦人会や添田町彦山川の自然を守る会、アカザを守る会、添田町職員厚生会がポイ捨てされた空き缶やペットボトルなどを次々と拾っていました。



↑約50人が河川敷を清掃。ポイ捨てはやめましょう

子供自転車大会の県大会出場が決定

第52回交通安全子供自転車福岡県大会

6月14日、直方市体育館で、子供自転車大会の北九州・筑豊大会が行われ、津野小学校が見事3位に入賞しました。県大会に向けての練習では、警察官や保護者、先生などが一体となってサポート。児童たちは、7月9日に嘉穂総合体育館で行われる子供自転車福岡県大会に出場します。応援よろしくお願いします。



↑3位入賞に喜びいっぱいの笑顔を見せる児童たち

選抜メンバーとして国体出場目指す

平原さん県選抜選手に

常磐高校2年の平原颯太さん(岩瀬)がゴルフ少年男子の県選抜メンバーに選出。九州から5県に与えられる国体の出場をかねて、7月15日に長崎県で開催される九州ブロック予選に挑みます。6月20日、寺西町長から激励を受けた平原さんは「国体は目標のひとつ。ぜひ本大会出場を決めたい」と力強く語っていました。



↑選抜メンバー3人のうちの1人に選ばれた平原さん

地元料理とほたる鑑賞でゆったりと

「絶景！ほたる巡り」

6月11日、上津野地区で、上津野村づくり推進協議会(松崎和彦会長)による「上津野の絶景ほたる巡り」が行われました。ほたるを待つ間、参加者は、地元の人が作った15種類ほどの料理をバイキング形式で堪能。ほたる鑑賞では、心配されていた雨も降らず、ほたるを見つけては、大人も子どもも大喜びしていました。



↑地元の食材をふんだんに使った料理は大好評

イベントは7月9日まで開催中です

あじさい・ラベンダーまつり

あじさいとラベンダーが見頃を迎える6月24日から、英彦山花公園で、あじさい・ラベンダーまつりが行われています。初日はあいにくの雨となりましたが、会場にはあじさいを鑑賞しながら散策を楽しむ観光客が訪れていました。期間中の土日はラベンダースティック作り体験や、あじさいの苗の販売などが行われます。



↑ラベンダースティックづくりを体験する来場者

いんげんの筋取りに小学生が初挑戦

添田小学校2年生がいんげんの筋取り

6月14日、地域おこし協力隊の佐々木晋さんを講師に、添田小学校2年生51人が、ムラサキいんげんの筋取りに挑戦しました。途中で切れないように、慎重に筋を引っ張る児童たち。佐々木さんは「農家の皆さんが生懸命育てた野菜です。大切に食べましょう」と話していました。いんげんは翌日の給食に出されました。



↑明日の給食を楽しみにしながら下処理しました

↓その道一筋に励み、模範となった人に贈られる黄綬褒章を受章した加藤さん㊟



加藤正人さん黄綬褒章受章

春の褒章

鉱業業務に従事し、多大な貢献を果たしたとして、加藤正人さん(伊原)に黄綬褒章が贈られました。現在、香春鉱業株式会社資源事業部に勤務する加藤さんは、昭和50年に18歳で日本セメントに入社以来、42年間に渡って、香春岳などで石灰石の採掘業務に従事しています。5月31日に役場で伝達式が行われ、加藤さんは「鉱山では災害が多く、とても危険のため常に安全に務めた。今回の受章は社員やそれを支える家族など皆さんの安全に対する努力のおかげ。会社は、現在も災害ゼロ5千日を達成し継続中なので、今後も安全第一に務めていきたい」と喜びを語っていました。

赤間徳夫さん瑞宝双光章受章

危険業務従事者叙勲

危険業務従事者叙勲で、昭和40年から41年間に渡り、警察官として尽力した赤間徳夫さん(岩瀬)が瑞宝双光章を受章しました。昭和60年から添田警察署(現・添田警部交番)に勤務となり、地域の皆さんとの交流や町の魅力に触れ、添田町が好きになり、町内に住居を構えた赤間さん。「英彦山に何度も登り、いくつもの登山道を覚え、山岳救助に備えた添田署勤務時代が良い思い出。今回の受章は、家族や地域の皆さん、ともに頑張ってきた同僚たちのおかげと感謝している。受章の名に恥じないように精進し、健康が続く限り、地域のために尽くしたい」と笑顔を見せていました。

↓「山岳救助は地元、消防、警察の連携が重要。受章は皆さんのおかげです」と語る赤間さん㊟

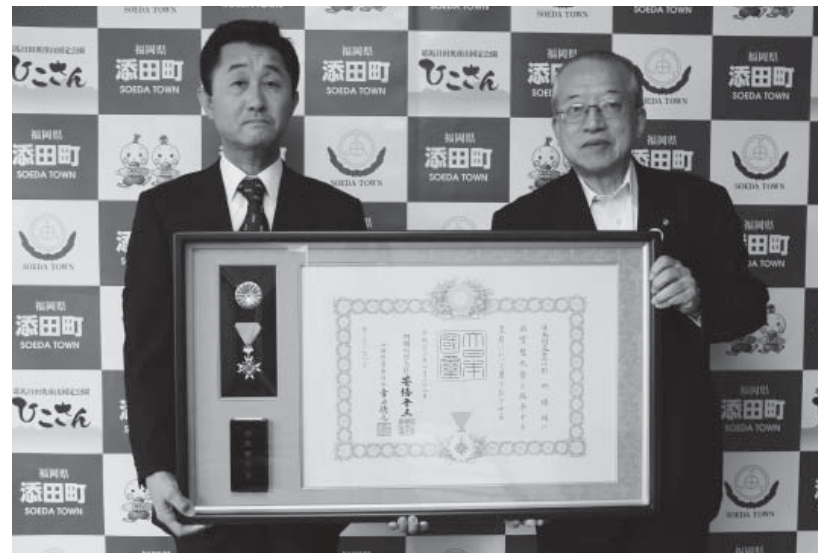


別所博明さん瑞宝双光章受章

危険業務従事者叙勲

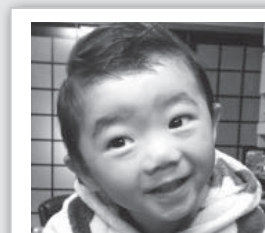
昭和50年に陸上自衛隊入隊後、自衛官として35年間、活躍された別所博明さん(町四)が危険業務従事者叙勲で瑞宝双光章を受章しました。「初めての被災地となった昭和57年の長崎大水害では一人でも多くの人を救いたいとの思いで任務にあたった」と語る別所さん。また、自衛隊員募集の業務にも従事していた別所さんは、今回の受章に「先輩や同僚をはじめ、多くの人たちに支えられての受章に感謝している。自衛官は、大変ですがとてもやりがいのある仕事。基地や駐屯地ではイベントなども行っているの、興味のある人は一度、参加してみませんか」と語っていました。

↓「自衛隊はいいところです。多くの若者に自衛隊に応募してもらいたい」と語る別所さん㊟



7月生まれ
HAPPY
BIRTHDAY
おめでとう

♥3歳までのお子さん募集中です！8月生まれは7月14日迄までに連絡ください。 図 役場総務課／☎82-1231



まさつぐ
糸井 政継ちゃん
7月27日生 ②・上中元寺

ヤンチャな僕だけど、強いお姉ちゃんには敵わないんだ。でも大好きなジジとババは強い味方！2歳も全力で行くぞー！

お子さんの写真掲載しませんか

Eメールでも、受け付けをしています。

Eメールは
(koudojoyouhou@town.
soeda.fukuoka.jp) まで
送信してください。

ふれあいで感じた命の成長

添田中学校生徒が保育実習



↑6月2日は3年3組24人が保育実習に挑戦

家庭科の授業の一環で、命のつながりや成長について考え、感じることを目的に、添田中学校3年生75人が保育実習を行いました。宮城幼稚園の園児と手をつなぎ添田公園に到着すると、遊具で遊んだり、走ったりして元気にふれあっていました。生徒は「幼稚園の先生になったら、楽しく仕事ができそう」と話していました。

まちかど特派員投稿
第11回日本武術道武心会
練習の成果を発揮し、好成績

林寛仁さん(下中元寺)からの投稿です



↑鍛錬の成果で見事な成績を収めた添田道場の拳士たち

今年で11回目となる日本武術道「武心会」の龍繋杯が5月7日、香春町体育センターで行われ、組手や型に県内外の小学生から一般まで約120人が参加しました。日頃の練習で鍛えた技術や精神を発揮して好成績を収めた田川添田支部の選手たち。組手・団体戦では、大将を務めた鶴丸ひよりさん(添田小学校6年生)が下級生を良く引っ張って準優勝に導き、一般の部では友石晴己さん(上中元寺)を大将とするチームが準優勝を飾りました。【組手・団体戦(支部対抗戦)の田川添田支部の成績】準優勝＝Bチーム(鶴丸ひよりさん、緒方翔太くん、斉藤大祐くん、高千穂有仁くん)／第三位＝Aチーム(井上創一朗くん、鶴丸ゆきさん、井上陽路里くん、畑中睦斗くん)

花と緑あふれる庭で「おもてなし」
ようこそオープンガーデンへ

春の草花で彩られた自宅の庭を開放するオープンガーデン。5月21日、「花と緑に囲まれたやすらぎの庭」大石清子さん邸(岩瀬)と「約100種類以上のバラが香るローズガーデン」平野千由紀さん邸(岩瀬)、「広い庭に多種多様な色鮮やかな花が咲く」平田博子さん邸(庄西)に熊本県八代市からガーデニング愛好家40人が見学に訪れました。熊本地震後、久しぶりの添田町訪問を心待ちにしていたという愛好家の皆さん。お茶やお弁当のおもてなしに感激した様子で、色鮮やかな花々が咲き誇る美しい庭で景色を眺めたり、花の香りを楽しんだりするなど、心なごむ空間で癒しのひとときを過ごしていました。

①大石清子さん邸②平野千由紀さん邸③平田博子さん邸④大石清子さん邸にて



和服と飛行機の歴史を学びました
添田中学校浴衣着付け教室・模型飛行機教室



↑初の試みとなった模型飛行機教室。重心や羽の角度で飛距離が変わります

6月12日、添田中学校2年生を対象に、浴衣の着付け教室と模型飛行機教室が行われました。女子生徒が対象となった浴衣の着付け教室では、昨年同様中畑先生と黒木先生が講師となり、着付けの仕方からたたみ方、和服の種類や立ち振る舞いを教えていました。男子生徒が挑戦した模型飛行機教室では、日本航空協会の安藤先生が講師となり、飛行機の歴史や飛行機が飛ぶ原理を学びました。また、一人ひとりが、よく飛ぶようにバランスを考えて作った飛行機を運動場で実際に飛ばし、その飛距離を競っていました。

↓中畑先生⑥に着付けを教わる生徒たち



文芸歳時記

【俳句 天籟通信添田句会 大池青湖選】

豆飯の青き香りや日暮どき

諫山 静香

金太郎鉛切っても切っても五月かな

池 三太

九十の坂きびしくともあやめ咲く

安永 藻香

街薄暑上着脱いだり着たりして

石谷タツ子

風五月「切磋琢磨」の額字あり

牧野八寿子

崩るるを諸手でうける牡丹かな

松尾 春揚

風止んで幟の武者は弱りおり

森田 竹子

ばら切つて風の傷みをやわらげる

大池みどり

【短歌 春扇短歌会 筑紫支社】

師も夫も共々好みし咲き分けの

大塚 成子

梅雨空の昏れなむとする田の畦に

五十嵐田鶴

淹れたてのお茶の香りをしみつつ

平井 朝子

庭松に螢が居ると息子の声に

福富 廣枝

初めて詩吟の会の晴れ舞台

木村 寛子

孫の応援に無事終はりたり

荒巻ミサ子

映像の避難生活切なくて

独活山強実

地震のさまるを只々祈る

独活山強実

老鶯や呼び交ふ園に憩いけり

鶴原 幸江

思いきり刈りこむ庭や梅雨に入る

安藤はじめ

六月や健やか牟寿希望湧く

熊谷トシエ

【短歌 投稿】

炭坑絶えて「棹どり」と言ふ職も消え

濱田イサオ

昔を偲ぶ機敏な動き

濱田イサオ

青田風ガラス戸揺らす農小屋に

独活山強実

まぼろしの蛇シロマグラ住む

独活山強実

【俳句 投稿】

慈母の雨かたつむりいざ身を乗り出さん

村岡 清香

薫風や水子地蔵の赤帽子

天野ユキ海

麦の穂の重さうに揺れ雨催ひ

斎藤智寿子

大蟻の穴踏みまどふ万燈山

柴田 一世

清和の天へ山鉦松のそそり立つ

島津余史衣

光陰の葉陰緩なす夏立木

立花 克明

◎8月号に掲載する俳句・短歌・川柳を募集します

7月14日[金]までに役場総務課に連絡してください。

※投稿は1人一句まで。俳句・短歌・川柳の区分を書いてください。

図 役場総務課広報・秘書係(☎82-1231)



教育のひろば

将来の夢の実現へ向け、頑張る学生応援

2つの給付型奨学金 初めての奨学生決定

町には、2つの返済不要の給付型奨学金があります。町独自の佐藤知也給付型奨学金と田川地区8市町村で統一した制度で行う添田町奨学金です。6月、2つの給付型奨学金の初めてとなる奨学生が決定し、決定通知書が交付されました。

寄付による佐藤知也給付型奨学金

6月3日、オークホールで佐藤知也給付型奨学金の奨学生決定通知交付式が行われ、2人に通知書が手渡されました。添田の子どもたちのために役立ててほしいと本町地区出身の佐藤知也さんからの寄付金を基に創設しました。奨学生に選ばれたのは、福岡県立大1年の山内砂葵さんと名桜大(沖縄県)1年の木森冴弥さん。寺西町長から通知書を受け取った山内さんは「将来の夢は看護師。



→通知書を受け取る山内さん

大学では、勉強やボランティア活動などやりたい」と語り、木森さんの代わりに出席した母親の美紀さんは「娘は、助産師になるため頑張っている。奨学金はありがたいです」と話していました。

田川地区8市町村統一の給付型奨学金

田川地区8市町村で統一した給付型奨学金制度が創設され、添田町では6人が選ばれました。6月11日、田川市民会館で合同の決定通知書交付式が行われ、代表して麻生看護大学に通う大石美聡さんが寺西町長から通知書を受け取りました。助産師を目指して、寮生活を送る大石さんは「家族も応援してくれているので頑張る」と意気込みを話し、北九州市立大1年生の宮崎功大さんは「法律を学び、将来は公務員になりたい」と語っていました。



←大石さん④と宮崎さん⑤

図 添田町教育委員会学校教育課 (☎ 82-5963)

試験・講習会

裁判所職員採用試験

▼試験日 9月10日(図)
▼申込受付期間 ▽郵送Ⅱ7月11日(火)～14日(金)(消印有効)
▽インターネットⅡ7月11日(火)10時～20日(木)(受信有効)
※詳細は最寄りの裁判所配布している受験案内で確認してください。

図 福岡地方裁判所事務局人事課
任用係(☎092-781-3141)

自衛官等採用説明会

▼とき 8月6日(図) ①10時～②13時30分
▼ところ たがわ情報センター(田川市)
図 自衛隊福岡地方協力本部飯塚地域事務所
(☎0948-22-4847)

介護職員初任者研修講習会

介護業務に従事しようとする人と従事している人を対象に介護職員初任者研修が行われます。
▼研修期間 9月9日(土)から平成30年3月3日(土)までの指定された土曜日 10時～17時
▼ところ 田川市民会館(田川市)

7月は同和問題啓発強調月間です

7月1日(土)～31日(図)の1か月間は「同和問題啓発強調月間」です。昨年「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)が成立しました。この法律は「部落差別は許されないものである」との認識の下に、部落差別の解消を目的として施行されたものです。町では、一人ひとりが人権・同和問題を正しく理解し、意識の高揚を図れるよう、職場・街頭啓発などの各種取り組みを実施し、差別のない明るいまちづくりを進めていきます。

●期間中の主な取り組み

▷街頭啓発 ▷職場啓発 ▷啓発チラシの配布 ▷人権啓発のぼり旗の設置▷町内小・中学生を対象にした人権作文・標語・ポスターの募集 ▷人権講演会の開催など

人権講演会(手話通訳あり)

■とき 7月25日(火) 19時～
■会場 オークホール(そえだ公民館)
■入場料 無料
■講師 近畿大学人権問題研究所主任教授 北口 末広 氏
■テーマ 「人権システムを創造するために」～部落差別解消推進法施行をふまえて～



図 教育委員会社会教育課人権同和啓発室
(☎ 82-5800)

刑務官採用試験

▼一次試験日 9月17日(図)
▼願書受付期間 ▽郵送Ⅱ7月18日(火)～20日(木) ▽インターネットⅡ7月18日(火)9時～27日(木)
※受験資格など、詳しくは問い合わせください。

図 北九州医療刑務所
(☎093-963-8131)

募集

休日の昼食づくり教室 参加者募集

添田町男女共同参画推進講座として「休日の昼食づくり教室

▼時給 850円

図 特別養護老人ホームそえだ
(☎82-4112)

北九州いのちの電話 ボランティア電話相談員募集

▼募集条件 20歳から68歳の



人で、養成講座に参加し認定を受け、相談員としてボランティア活動ができる人

▼養成期間 10月7日(土)～平成31年2月(講座・実習)

▼受講料 3万円/定員30人

▼募集期限 9月20日(木)

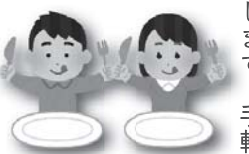
※詳しくは問い合わせください。

新副町長に就任 新副町長に藤田季弘氏就任



平成29年第2回添田町議会定例会で、添田町副町長の選任について同意され、前教育長の藤田季弘氏が6月12日付けで就任しました。任期は、平成33年6月11日までの4年間です。
図 役場総務課総務係 (☎82-1231)

「本格的に見えて、簡単にできる洋食」を開催します。手軽に家族にも作りたい、家族にも作りたい、親子や夫婦、友達と参加してみませんか。
▼とき 8月26日(土)10時～13時
▼ところ オークホール



▼定員 24人(先着順・要申込)
▼持参品 エプロン、三角巾、自宅で普段使用している包丁、フライパン
▼参加費 1人500円
▼託児 子ども1人につき300円
／8月10日(木)までに要申込、生後3か月以上
※町内在住・在職の人に限りです。また、中学生以下は保護者

図 北九州いのちの電話
(☎093-652-6628)

平和の大切さを語り継ごう 作文募集

▼テーマ 平和の大切さや命の尊さについて「誰かに伝えた

いこと」「誰かに語り継ぎたいこと」
▼募集期限 9月25日(図)
※応募条件があります。詳しくは問い合わせください。
図 筑前町役場企画課
(☎0946-42-6601)

新教育長に高瀬光一氏就任



平成29年第2回添田町議会定例会で、添田町教育委員会教育長の選任について同意され、高瀬光一氏が6月12日付けで就任しました。任期は平成32年6月11日までの3年間です。
図 教育委員会学校教育課 (☎82-5963)

人の動き

5月末日現在（ ）は前月比

- 人口 10,269人（－17人） ●出生 4人
- 男性 4,835人（－9人） ●死亡 15人
- 女性 5,434人（－8人） ●転入 30人
- 世帯数 4,801世帯（－8世帯） ●転出 36人

相談

- 心配ごと相談（そえだジョイ／10時～15時）
7月18日☎、8月8日☎
- 補聴器相談（役場ロビー）
7月12日☎（13時～）、14日☎（15時～）
- 無料法律相談会
（福岡法務局田川支局／13時～16時）
7月11日☎
※利用条件あり。詳しくは問い合わせください。
☎ 法テラス福岡（☎ 050-3383-5502）
- こころの健康相談（田川保健福祉事務所／予約制）
7月11日☎（10時～）、27日☎（14時～）
☎ 田川保健福祉事務所健康増進課（☎ 42-9307）
- 女性の健康相談・不妊相談（福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所／要予約）
7月5日☎、8月2日☎（13時30分～16時30分）
☎ 福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所健康増進課健康増進係（☎ 0948-29-0277）

事件事故発生状況

5月の事件発生状況（ ）内は昨年同月比		
種 類	発生件数	今年の累計
自動車盗	0（±0）	1（+1）
性犯罪	0（±0）	0（±0）
車上ねらい	0（±0）	0（±0）
空き巣・忍び込みなど	0（－2）	1（－3）
5月の事故発生状況（ ）内は昨年同月比		
種 類	発生件数	今年の累計
事故発生（物件+人身）	12（－4）	76（－17）
死亡者	0（±0）	0（±0）
負傷者	4（+1）	18（－7）

クールビズ実施中

町では「地球温暖化対策」および「節電対策」として、10月31日まで、庁舎内での職員の服装の軽装化（ノーネクタイ・ノー上着など）を実施しています。皆さんのご理解とご協力をお願いします。



☎ 役場総務課総務係（☎ 82-1231）

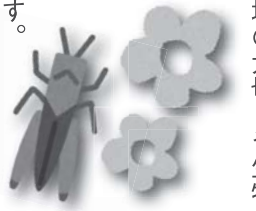
- 対して不妊・去勢手術の支援事業を実施します。
- ▼手術費用
メス1匹11万800円、オス1匹11万5400円
※手術済み目印の耳先カット費用を含みます。
- ▼申し込み条件
特定の飼い主を持たない猫で、申込者の住所が筑豊地区にある人。詳しくは手術協力動物病院にお問い合わせください
- ▼申込期限 12月末日まで（先着150匹）
- ▼手術協力動物病院（☎ 46－1122）
▽済城動物病院（☎ 46－1122）
▽たがわ動物クリニック（☎ 44－8600）
▽ひらいし動物病院（☎ 32－7007）

- ▽白木原動物病院（☎ 42－1006）
▽ASAP動物病院田川分院（☎ 85－8552）
- 高齢者のための「しごと・ボランティア合同説明会」
▼とき 7月6日☎ 13時～15時30分（受付12時～15時）
▼ところ 飯塚市立岩公民館（飯塚市）
▼対象年齢 おおむね60歳以上
▼参加料 無料／予約不要、履歴書不要
- ☎ 福岡県70歳現役応援センター（☎ 0948－21－6032）
- 司法書士の日記念相談会
相続登記や会社設立などの登記相談、悪質商法などの消費者

- 問題、借金などの多重債務問題、訴訟、成年後見人など、ひとりで悩まず、気軽に相談してください。
- ▼とき 8月5日☎ 10時～16時
時／相談料無料
- ▼ところ 田川青少年文化ホール（田川市）
- ▼相談方法 面談（予約優先、定員あり）
- ▼予約受付期間 7月10日☎～8月4日☎ 10時～16時（土日祝日を除く）
- ☎ 司法書士総合相談センター（☎ 0570－783－544）



- 夏休み親子自然観察会 in 益富城自然公園
身近な自然とのふれあいを通して、自然環境の大切さや生物多様性を学びませんか。生きものに詳しい先生が、わかりやすく楽しく説明します。
- ▼とき 8月19日☎ 9時30分～15時（受付9時～）
- ▼集合場所 嘉穂生涯学習センター夢サイトかほ（嘉麻市）
- ▼対象者 県内在住の小学生とその保護者
- ▼定員 28人（定員を超えた場合は抽選）／参加費無料



- ▼申込期限 7月28日☎
※申し込み方法など、詳しくは問い合わせください。
- ☎ 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所（☎ 0948－21－4975）
- ありがとうございました（敬称略）
- 添田町社会福祉協議会へ
▼香典返し ▼（故）松本常香（上津野） ▼（故）新野一二三（野田） ▼（故）池口ミサ子（添田中） ▼高瀬美香（峰地） ▼今中卓子（峰地団地） ▼（故）籠谷輝子（峰地団地） ▼高橋嗣巳（伊原） ▼（故）村上一郎（庄西）
○特別養護老人ホームそえだへ
▼慰問 ▼三笠流ひまわり会（平成29年6月14日現在）

●夏の夜空を5000発の花火が彩ります
平成29年度
そえだ花火大会

とき 8/5 土曜日 イベント 19時～20時
※雨天の場合は6日目に順延（花火のみ）。
会場 そえだサン・スポーツランド
※当日は交通規制にご協力ください。
※花火大会の翌日早朝からの清掃ボランティアを募集しています。詳しくは問い合わせください。
☎ 役場まちづくり課観光係（☎ 82-1236）

- 都市計画公園「添田公園」計画変更案の閲覧について
添田公園の都市公園としての機能充実と利用促進を図るため、岩石山山頂付近の全国一の桜が植樹された広場周辺を添田公園に追加し、一体的な観光地施設とすることで、観光客の増加を促進します。また、そえだドームに全天候型のテニスコート場を整備されたため、添田公園内のテニスコート場と周辺の未活用区域を添田公園から廃止します。
- ▼閲覧期間 7月5日☎から7月19日☎までの平日 8時30分～17時15分
- ▼ところ 役場庁舎2階 第2会議室（受付は役場まちづくり課観光係）
- ☎ 役場まちづくり課観光係（☎ 82－5965）
- あなたの愛が笑顔に
献血にご協力お願いします
- ▼とき 8月9日☎10時～12時30分、13時30分～16時
- ▼ところ 添田町役場
- ▼対象者 体重50キロ以上の人で、男性17～69歳、女性18歳

- ※65歳以上の人は、60～65歳に献血経験がある人に限ります。
- ☎ 役場保健福祉環境課健康対策係（☎ 88－8111）
- 西日本新聞金婚夫婦表彰式
結婚50周年を迎える金婚夫婦を祝福し、表彰します。記念品や、当日撮影する写真などを贈ります。家族からの申し込みも受け付けています。購読者以外も参加できます。
- ▼とき 10月15日☎ 13時
- ▼ところ ユメニティのおがた（直方市）
- ▼対象 1967年（昭和42年）に結婚し、今年50周年を迎える夫婦。結婚50年を過ぎていても、これまで表彰式未参加の夫婦（九州在住の人のみ）
- ▼受付時間 土日祝日を除く10時～17時
- ※定員になり次第締め切り。式典当日に配布するパンフレットに夫婦の氏名の掲載を希望する人は、開催の3週間前までに申し込みください（必着）。詳しくは問い合わせください。
- ☎ 西日本新聞金婚夫婦表彰式事務局（☎ 092－711－5620）



- 社会を明るくする運動 強調月間です
7月は「社会を明るくする運動」の強調月間です。この運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と、あやまちを犯した人の立ち直りについて理解を深め、力を合わせ、犯罪や非行のない安全安心の地域社会を築こうとする全国的な運動です。
- 罪を犯した人や、非行をした人の立ち直りを見守り、明るい社会を作りましょう。
- 福岡の広報紙展（観覧無料）
県や市町村の地域性豊かな広報紙を展示し、各紙のセールスポイントや過去の貴重な創刊号、全国広報コンクールの受賞広報紙などを紹介します。また、広報紙ができるまでの編集作業の流れや、社会の移り変わりをパネルや所蔵資料で振り返ります。期間中には、熊本地震を取材した（株）西日本新聞社記者による講演会も行います。
- ▼期間 7月19日☎～9月24日☎ 9時～17時（月曜日、祝日、9月19日☎は休館）



- ▼ところ 福岡共同公文書館（筑紫野市）
- 【講演会】
▼とき 7月30日☎ 14時
▼演題 「市町村広報紙に求められるもの」災害報道の経験から～
- ▼講師（株）西日本新聞社報道センター 社会部記者 吉田真紀氏
- ☎ 福岡共同公文書館（☎ 092－919－6166）
- 地域交流講演会
▼とき 7月8日☎ 14時30分
- ▼ところ 香春町民センター（香春町）
- ▼演題 「人に優しい町づくり」～心の健康を育もう～
- ▼講師 西九州大学非常勤講師 臨床心理士 吉村春生氏
- ▼入場料 無料
- ☎ 一人に優しい町・田川をつくる会（☎ 42－9307）
- あすなる猫
不妊・去勢手術支援事業
（公社）福岡県獣医師会小動物部会 筑豊地区部会では、飼い主のいない猫に





◇発行／添田町 ◇編集／総務課
〒824-0691 福岡県田川郡添田町大字添田2151番地
☎0947-82-1231 FAX0947-82-2869
ホームページ http://www.town.sodeda.fukuoka.jp



同時開催 山ガール・サミットin英彦山



第52回 英彦山山開き・前夜祭

国史跡 英彦山 夏山シーズン到来

本格的な夏山シーズンが到来した5月28日、今年で52回目となる英彦山山開きが行われ、多くの登山者が山頂を目指しました。前日の前夜祭では、参加者の皆さんが楽しい夜のひとときを過ごしました。また、今年は英彦山山開きにあわせ、山ガール・サミットin英彦山が開催。九州各地から華やかなウエアを身にまとった女性登山愛好者が集まり、英彦山を満喫しました。国史跡「英彦山」にいよいよ本格的な夏山の季節が到来しました。



広報そえだ 町長室

七月の季節には、山開きやバナナ、メロン、サイダー、冷奴、トマト、茄子、ダリアなどあります。英彦山山開きやバナナようかん、姉妹町の北海道美深町のメロン、添田町のおいしい野菜のトマトや茄子、英彦山サイダー、英彦山豆腐の冷奴、添田町花き部会の作るダリアなど揃っています。▼先月の熊谷真実さん「そえだまち観光大使」就任式の際は、特産品をはじめ、添田町をアピールするものが、あんなに多くあるのかと、今さらながら再認識しました。▼上津野のほたる祭りに参加しました。地域の皆さんによる心のこもった美味しい手料理のおもてなしで多くの皆さんが参加していました。ホテルもそれに応えてか、乱舞していました。その中で、深刻な悩みが披露されました。「今は何とか頑張っているが、5年後10年後、いや来年、再来年は、このように出来るだろうか」と言葉にしていました。▼「地域の活性化のため、地域の人が頑張らなくてどうするのですか」と激励しましたが、問題は深刻です。準備する人がいなくなると言うことです。高齢になり準備などに参加出来ず、仕事を持っている人も、限界が迫っているとのこと。▼各地域の行事やイベントにも同じような悩みがあり、地域の高齢化の現実です。このまま行くと、行事やイベントが無

くなり、地域に活気が無くなるのでは。そこで、地域の人たちだけで出来ないならば、地域の人が指導し、地域外、町内全域・町外の方々の手を借りたらどうだろうかと考えました。▼山開きの時に、由緒ある彦山踊りの継承者が地域に少なくなったので、町内小中学生や興味のある大人に伝授してはどうだろうかとの提案を受けました。そこで、他の祭りやイベントの実務に携わる人を「ふるさとサポーター」として参加してもらってはどうか。▼準備から終了、打ち上げまで詳細に計画を策定し、町内外の人たちに呼びかけて、参加してもらおうサポーター制度です。祭り・イベントに、当日参加するだけでなく、準備段階から打ち上げまで関わってもらおうものです。▼とは言っても、やはり、地域の皆さんの協力が必要です。夕方から夜にかけての打合せ、前日の準備作業となると、時間的な関係から参加を躊躇するかもしれません。しかし、やりがいがあることや、打合せや準備が夜遅くなれば泊めるなど、都会住民とのコミュニケーションも図られ楽しいのではないのでしょうか。まだ、何も決まってませんが、他にこのような制度があるわけでもありませんが、しっかりと考えて示すことで、参加してくれる人も出てくるのではないのでしょうか。▼この問題は、喫緊に何らかの対応をとらなければならないと思っています。皆さんも、何か良いアイデアはありませんか。この夏も暑くなりそうです。体に気をつけて頑張りましょう。